

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。
- 3 本業務に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。
 - ・ R 6 〇〇業務

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 業務目的

本業務は、徳島県が管理する河川管理施設の長寿命化計画（以下「長寿命化計画」）にもとづき、更新設備・機器等について実施設計を行うものである。

2. 対象施設

本業務において、対象とする河川管理施設は次のとおりとする。

なお、寸法については現地調査によって確認すること。

（1）奥潟川（外磯川）排水機場

- ・ 樋門設備；鋼製スライドゲートB1.8m×H1.2m×2門（手動ラック式）
- ・ 除塵設備；鋼製バースクリーンB2.9m×H4.6m×2連

（2）牟岐川（新中村川）排水機場

- ・ 樋門設備；SUS製ローラーゲートB3.0m×H1.85m×1門（電動2連ラック式）
- ・ 除塵設備；鋼製バースクリーンB2.0m×H4.5m×3連（開口部蓋含む）

（3）穴喰川（中角川）排水機場

- ・ 樋門設備；鋼製ローラーゲートB3.5m×H1.8m×2門（電動2連ラック式）
- ・ 除塵設備；鋼製バースクリーンB2.0m×H4.0m×2連

3. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

（1）設計計画

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定めるものとする。

また、人員配置、工程計画立案など、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

（2）現地調査（寸法調査含む）

対象施設の寸法測定など実施設計に必要な現地調査を行う。

（3）基本事項の決定（型式は現状と同じとすることを原則とする。）

- ・ 樋門設計水深、操作水位ならびにスクリーン目幅、設計水位差など設計計算条件設定
- ・ 扉体およびスクリーンの材質検討（鋼製およびSUS製についてLCC比較検討）

（4）構造設計

対象施設（扉体、開閉装置、機側操作盤、スクリーンおよび開口部蓋）の更新について検討し、構造設計を行う。

(5) 設計図作成

全体図および施設毎の更新設計図を作成する。

(6) 数量計算

工種別に数量の取りまとめを行う。

- ・機器数量（撤去，新設）
- ・電気配線，配管数量（撤去，新設）

(7) 施工計画

本体工事，仮設計画，工程計画について検討を行い、施工計画を作成する。

(8) 特記仕様書作成

各工種についての留意事項等を記した特記仕様書を作成する。

(9) 概算工事費算出

主要な数量及び事例等による単価で概算工事費を算出する。

(10) 照査

現地調査結果、基本事項の検討結果および設計計算結果などについて、業務の中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜照査を実施する。

また、全作業終了後にはすべての内容について照査し、照査報告書を取りまとめる。

(11) 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。その際に、施設毎の更新設計内容等が確認しやすいよう、しおりやタグ付けするなど工夫するものとする。

4. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ（1回）
- (c) 成果品納入時

5. 貸与予定品

本業務の遂行にあたり、必要と考えられる次の資料については、業務当初に発注者より貸与するものとする。

- ・R6波土 奥潟川他 美波・奥河内他 河川管理施設機能評価業務
（長寿命化計画策定業務の成果報告書）
- ・過去の点検・整備記録
- ・完成図書

6. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・報告書（A4版印刷物）・・・・・・・・・・1部
- ・電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体）・・・2部（正副各1部）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない